

ID: 16

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

処分の概要	使用の承認		
例規名 根拠条項	東大和市立小中学校施設使用条例 第1条		
例規番号	昭和32年条例第2号		
<b>【基準】</b> 第1条及び第4条の規定による。 第1条 東大和市立小中学校の施設を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより 管理者の承認を受けなければならない。 第4条 使用の申請があつたときは、管理者は学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条の範 囲においてその学校長の意見を聞き、承認の可否を決定する。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 18

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

処分の概要	使用料の免除		
例規名 根拠条項	東大和市立小中学校施設使用条例 第6条第3項		
例規番号	昭和32年条例第2号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条及び東大和市立小中学校施設使用条例施行規則第11条の規定による。</p> <p>第6条 使用承認のあつた場合は、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>3 管理者が必要と認めた場合又は必要と認めた団体、個人に対して使用料を徴収しないことができる。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第11条 条例第6条第3項の規定により、管理者は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を徴収しないことができる。ただし、使用者が入場料を徴収する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 東大和市行政財産使用料条例(昭和43年条例第22号)第5条第1号から第3号までの一に該当するとき。</p> <p>(2) 社会教育活動を行う目的のために使用するとき。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、管理者が必要と認めたとき。</p> <p>2 前項の規定により、使用料の免除を受けようとする使用者は、学校施設使用・免除申込書(第5号様式の2)に管理者がその都度必要と認める書類を添えて管理者に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>3 管理者は、前項に規定する使用料の免除を承認したときは、学校施設使用許可・免除承認書(第6号様式の2)を使用者に交付するものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 19

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	東大和市立小中学校施設使用条例 第8条ただし書		
例規番号	昭和32年条例第2号		
<b>【基準】</b> 第8条の規定による。 第8条 既に納付した使用料は、これを返さない。ただし、次の場合にはその全部又は一部を返すことができる。 (1) 使用者の責任でない理由により使用できないとき。 (2) 使用の承認を取り消されたとき。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 21

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

処分の概要	特別設備等の承認		
例規名 根拠条項	東大和市立小中学校施設使用条例 第10条		
例規番号	昭和32年条例第2号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。</p> <p>第10条 施設使用に際し、設備の原形を変更し、又ははり紙、釘打ちその他特別の設備をしようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 22

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

処分の概要	登録証の交付		
例規名 根拠条項	東大和市立小中学校施設使用条例施行規則 第2条第2項		
例規番号	昭和58年教育委員会規則第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第2条の規定による。</p> <p>(登録申請等)</p> <p>第2条 施設を使用しようとする者は、登録申請書(第1号様式)に名簿等の必要書類を添えて管理者に登録申請をしなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の申請があつた場合は、登録台帳(第2号様式)に登録するとともに、登録証(第3号様式)を交付するものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 23

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

処分の概要	登録証の再交付		
例規名 根拠条項	東大和市立小中学校施設使用条例施行規則 第3条		
例規番号	昭和58年教育委員会規則第3号		
<b>【基準】</b> 第3条の規定による。 (登録証の再交付等) 第3条 登録証の紛失、取消し又は内容等に変更が生じたときは、直ちに登録証再交付・取消・変更届(第4号様式)を管理者に提出しなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 34

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	利用の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	東大和市体育施設等に関する条例 第6条第1項(第23条第3項において準用する場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	平成5年条例第34号		
<b>【基準】</b>			
第6条及び東大和市暴力団排除条例第8条の規定による。 (利用の承認)			
第6条 体育施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。			
2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。			
3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認をしないものとする。			
(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。			
(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っているものの利益になるおそれがあるとき。			
(3) 管理上支障が生じるおそれがあるとき。			
(4) 営利を目的とするとき。			
(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に利用を不相当と認めて委員会の承認を得たとき。			
(公の施設における措置)			
第8条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用の承認(以下「承認」という。)をすることにより、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該承認について定める他の条例(これに基づく規則その他の規程を含む。)の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 36

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	体育施設等の特別施設等の承認		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	東大和市体育施設等に関する条例 第11条ただし書(第23条第3項において準用する場合を含む。)		
<b>例 規 番 号</b>	平成5年条例第34号		
<b>【基準】</b> 第11条の規定による。 (体育施設等の変更禁止) 第11条 利用者は、体育施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 39

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免
例規名 根拠条項	東大和市体育施設等に関する条例 第23条第3項において準用する第7条第4項
例規番号	平成5年条例第34号
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する第7条及び東大和市体育施設等に関する条例施行規則第10条の規定による。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第7条 体育施設等(別表第5に定めるものに限る。)の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、別表第5に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>4 利用料金は、東大和市教育委員会規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、その額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金の減額又は免除)</p> <p>第10条 条例第7条第4項の規定により、利用料金を減額し、又は免除することができる場合は次の各号に定める場合とし、その免除又は減額の割合の取扱いは、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は東大和市教育委員会(以下この項、第14条第3号、第15条第8号、第16条第4号及び第17条から第21条までにおいて「委員会」という。)が主催し、又は共催する事業として利用する場合 免除</p> <p>(2) 社会教育関係団体(東大和市体育協会に加盟している団体その他の団体で、委員会が定める基準に該当しているものとして指定管理者が認めるものをいう。次号において同じ。)が広く市民を対象とした体育、スポーツ及びレクリエーションの大会を目的として利用する場合 免除</p> <p>(3) 社会教育関係団体が体育、スポーツ及びレクリエーションの活動を目的として利用する場合 5割の減額</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めて委員会の承認を得た場合 免除又は5割の減額</p> <p>2 前項の規定により、利用料金の減額又は免除を受けようとする利用者は、東大和市体育施設等利用・減額申請書(第2号様式)又は東大和市体育施設等利用・免除申請書(第3号様式)に指定管理者がその都度必要と認める書類を添えて指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、前項に規定する利用料金の減額又は免除を承認したときは、東大和市体育施設等利用・減額承認書兼領収書(第5号様式)又は東大和市体育施設等利用・免除承認書(第6号様式)を申請者に交付するものとする。</p>	
標準処理期間	3日
備考	

<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 40

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	東大和市体育施設等に関する条例 第23条第3項において準用する第8条ただし書		
例規番号	平成5年条例第34号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する第8条及び東大和市体育施設等に関する条例施行規則第11条の規定による。</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第8条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(利用料金の還付等)</p> <p>第11条 条例第8条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、利用者の責任によらない事由が生じたことにより利用することができなかつた場合、指定管理者が公益上その他やむを得ない事由により利用の承認を取り消した場合又は第7条の規定による利用の取消しの申出を指定管理者が認めた場合とし、その還付の額は、次に掲げる利用しなくなった時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 時間区分(条例別表第5に定める時間区分をいう。以下同じ。)の2分の1以上の時間 当該時間区分に係る利用料金の全額</p> <p>(2) 時間区分の2分の1未満の時間 当該時間区分に係る利用料金の5割の額</p> <p>2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする利用者は、東大和市体育施設等利用料金還付申請書(第16号様式)に利用承認書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、還付の承認をしたときは、東大和市体育施設等利用料金還付承認書(第17号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>4 指定管理者は、利用料金の還付を受けることができる利用者が施設等の利用を新たに申請したときは、当該利用者の申出により、当該還付に係る利用料金を新たな申請に係る施設等の利用料金に振り替えることができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 41

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	登録証の交付及び再交付		
<b>例規名 根拠条項</b>	東大和市体育施設等に関する条例施行規則 第5条第3項及び第4項(第21条第1項において準用する場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	平成5年教育委員会規則第8号		
<b>【基準】</b>			
第5条の規定による。 (貸切利用の登録等)			
第5条 貸切利用をしようとする団体(10名以上で組織されたものに限る。以下同じ。)は、あらかじめ東大和市体育施設等利用者(団体)登録申請書(第10号様式)に名簿等の必要書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。			
2 貸切利用をしようとする個人は、身分を証明する書類を提示した上で、東大和市体育施設等利用者(個人)登録申請書(第11号様式)を指定管理者に提出しなければならない。			
3 指定管理者は、前2項に規定する申請を承認したときは、東大和市体育施設等利用者登録台帳(第12号様式。以下「登録台帳」という。)に登録するとともに、東大和市体育施設等利用者(団体)登録証(第13号様式)又は東大和市体育施設等利用者(個人)登録証(第14号様式)(以下これらを「登録証」という。)を申請者に交付するものとする。			
4 前項の規定により登録を受けた者は、登録事項等に変更が生じたとき(登録を取り消す場合を含む。)又は登録証を紛失し、若しくはき損したときは、指定管理者が定める期間内に東大和市体育施設等利用者登録内容変更・登録証再交付申請書(第15号様式)に必要な書類を添えて指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。			
5 指定管理者は、登録を受けた者が登録証の交付を受けた日又は施設等を最後に利用した日から起算して2年以上施設等を利用しない場合は、登録台帳から当該登録を受けた者の登録を抹消することができる。			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 56

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	観覧料の免除		
<b>例規名 根拠条項</b>	東大和市立郷土博物館条例 第6条第4項		
<b>例規番号</b>	平成6年条例第16号		
<b>【基準】</b>			
第6条及び東大和市立郷土博物館条例施行規則第3条の規定による。 (入館料等)			
第6条 郷土博物館の入館料は、無料とする。			
2 入館者は、期間を定めて催す企画展示(以下「企画展」という。)を観覧する場合で、委員会が郷土博物館の維持運営上特に必要と認めたときは、別表に定める額の範囲内において委員会が定める観覧料を前納しなければならない。			
3 入館者は、映像学習室における天体運行等の映写を観覧する場合は、別表に定める観覧料を前納しなければならない。			
4 委員会は、特別の理由があると認めたときは、観覧料を免除することができる。			
(観覧料の免除)			
第3条 条例第6条第4項の規定により、委員会が観覧料を免除することができる場合は、次に掲げるところによる。			
(1) 東大和市の区域内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの引率者が、学校教育の一環として観覧するとき。			
(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたとき。			
2 前項の規定により、観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ東大和市立郷土博物館観覧料免除申請書(第2号様式)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。			
3 委員会は、観覧料の免除を承認したときは、東大和市立郷土博物館観覧料免除承認書(第3号様式)を申請者に交付するものとする。			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 57

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

処分の概要	観覧料の還付承認		
例規名 根拠条項	東大和市立郷土博物館条例 第7条ただし書		
例規番号	平成6年条例第16号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条及び東大和市立郷土博物館条例施行規則第4条の規定による。</p> <p>(観覧料の不還付)</p> <p>第7条 既に納付した観覧料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全額を還付することができる。</p> <p>(観覧料の還付)</p> <p>第4条 条例第7条ただし書の規定により、委員会が観覧料を還付することができる場合は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 入館者の責任によらない事由で観覧することができなくなったとき。</p> <p>(2) その他委員会がやむを得ない事由があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により、観覧料の還付を受けようとする者は、あらかじめ東大和市立郷土博物館観覧料還付申請書(第4号様式)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 委員会は、観覧料の還付を承認したときは、東大和市立郷土博物館観覧料還付承認書(第5号様式)を申請者に交付するものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 59

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

処分の概要	資料の館外貸出しの承認		
例規名 根拠条項	東大和市立郷土博物館条例施行規則 第8条		
例規番号	平成6年教育委員会規則第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(資料の館外貸出し)</p> <p>第8条 委員会は、次に掲げる場合において、委員会が所有する資料に限り、館外貸出しを行うことができる。</p> <p>(1) 博物館法(昭和26年法律第285号)に基づく博物館及び指定施設が行う展示の用に供するとき。</p> <p>(2) その他委員会が必要と認めたとき。</p> <p>2 前項の規定により、資料の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ東大和市立郷土博物館資料館外貸出申請書(第10号様式)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 委員会は、資料の館外貸出しを承認したときは、東大和市立郷土博物館資料館外貸出承認書(第11号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>4 前項の規定により、資料の館外貸出しの承認を受けた者は、委員会に東大和市立郷土博物館資料借用書(第12号様式)を提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 60

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

処分の概要	資料の複製等の承認		
例規名 根拠条項	東大和市立郷土博物館条例施行規則 第9条		
例規番号	平成6年教育委員会規則第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。</p> <p>(資料の複製等)</p> <p>第9条 委員会が所有する資料又は委員会が寄託を受け、若しくは借用した資料を模写、模型製作、撮影等(以下「複製」という。)を行い、又は複製したものを刊行しようとする者は、あらかじめ東大和市立郷土博物館資料複製等申請書(第13号様式)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、複製の対象となる資料が寄託を受け、又は借用したものであるときは、寄託者又は貸主者の承諾を受けるものとする。</p> <p>3 委員会は、複製又は複製したものの刊行を承認したときは、東大和市立郷土博物館資料複製等承認書(第14号様式)を申請者に交付するものとする。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 61

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

処分の概要	利用の承認		
例規名 根拠条項	東大和市民会館条例 第5条第1項(第24条第2項において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成12年条例第49号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条、第6条及び東大和市暴力団排除条例第8条の規定による。</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第5条 市民会館の施設(以下「施設」という。)並びにこれに附属する設備及び器具(以下「附属設備等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の利用の承認をする際に、市民会館の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(利用の不承認)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設及び附属設備等の利用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っているものの利益になるおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用の承認(以下「承認」という。)をすることにより、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該承認について定める他の条例(これに基づく規則その他の規程を含む。)の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 63

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

処分の概要	特別設備等の承認		
例規名 根拠条項	東大和市民会館条例 第11条(第24条第2項において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成12年条例第49号		
<b>【基準】</b> 第11条の規定による。 (特別の設備等の承認) 第11条 利用者は、施設若しくは附属設備等に特別の設備を施し、又は附属設備等以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 66

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

処分の概要	使用料の免除		
例規名 根拠条項	東大和市民会館条例 第24条第2項において準用する第8条		
例規番号	平成12年条例第49号		
<b>【基準】</b> 準用する第8条の規定による。 (利用料金の免除) 第8条 指定管理者は、指定管理者が主催する事業で市民会館を利用するときは、施設及び附属設備等の利用料金を免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 67

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	東大和市民会館条例 第24条第2項において準用する第9条ただし書		
例規番号	平成12年条例第49号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する第9条及び東大和市民会館条例施行規則第9条の規定による。</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第9条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第9条 条例第9条ただし書に規定する規則で定める場合及び還付する額の割合は、次のとおりとする。ただし、附属設備等に係る利用料金の還付する額の割合は、100分の100とする。</p> <p>(1) 利用者の責めによらない理由により、利用することができない場合 100分の100</p> <p>(2) 利用者が次に掲げる利用日(連続して利用しようとするときは、その初日をいう。以下同じ。)前までに利用の取消しを申請し、指定管理者がこれを承認した場合</p> <p>ア 大ホール及び小ホール</p> <p>(ア) 利用日の6月前まで 100分の100</p> <p>(イ) 利用日の3月前まで 100分の50</p> <p>(ウ) 利用日の1月前まで 100分の20</p> <p>イ リハーサル室、練習室、会議室1、会議室2、会議室3及びホワイエ</p> <p>(ア) 利用日の1月前まで 100分の100</p> <p>(イ) 利用日の1週間前まで 100分の50</p> <p>2 施設及び附属設備等の利用の変更承認を受けた場合において、既に納付した利用料金の額が変更承認後の利用料金の額を超過したときの当該超過した利用料金の額の還付については、前項(同項第1号及び第2号ア(ウ)の規定を除く。)の規定を準用する。</p> <p>3 前2項に規定する利用料金の還付を受けようとする者は、東大和市民会館利用料金還付請求書により指定管理者に請求しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 68

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	利用の変更等の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	東大和市民会館条例施行規則 第6条		
<b>例規番号</b>	令和4年教育委員会規則第10号		
<b>【基準】</b>	<p>第6条の規定による。</p> <p>(利用の変更等)</p> <p>第6条 施設及び附属設備等の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設及び附属設備等の利用を変更し、又は取り消そうとするときは、東大和市民会館施設利用変更等申請書及び東大和市民会館附属設備等利用変更等申請書に利用承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。この場合において、変更の申請の受付期間は次の各号に掲げる施設及び附属設備等の区分に応じ、当該各号に定める期間とし、取消しの申請の受付期間は第2条第2項の規定を準用する。</p> <p>(1) 大ホール(大ホールのホワイエ(以下単に「ホワイエ」という。))のみを利用する場合を除く。以下単に「大ホール」という。)及び小ホール 利用の承認を受けた日から利用日の3月前まで</p> <p>(2) リハーサル室、練習室、会議室1、会議室2、会議室3及びホワイエ 利用の承認を受けた日から利用日の1週間前まで</p> <p>(3) 附属設備等 利用の承認を受けた日から利用日まで</p> <p>2 前項の規定による申請のうち、施設の利用日の変更に係るものは、1回に限り行うことができる。この場合において、利用の承認を受けた施設の利用日が複数あるときは、当該申請を1利用日ごとに行うことができる。</p> <p>3 第1項の規定による申請のうち、施設の変更に係るものは、大ホール及び小ホールの相互間又はリハーサル室、練習室、会議室1、会議室2、会議室3及びホワイエの相互間について行うことができる。</p> <p>4 指定管理者は、第1項の規定による申請について承認したときは、東大和市民会館施設利用変更等承認書及び東大和市民会館附属設備等利用変更等承認書を交付するものとする。</p> <p>5 施設及び附属施設等の利用の変更承認を受けた利用者は、既に納付した利用料金の額が変更承認後の利用料金の額より不足するときは、当該不足する利用料金の額を変更承認の際に納付しなければならない。</p>		
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 69

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	利用時間の延長承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	東大和市民会館条例施行規則 第12条		
<b>例規番号</b>	令和4年教育委員会規則第10号		
<b>【基準】</b>			
第12条の規定による。 (利用時間の延長)			
第12条 条例別表第1備考7及び別表第2備考2の規定により利用者が利用時間の延長をして施設及び附属設備等を利用しようとするときは、東大和市民会館利用時間延長申請書を指定管理者に提出しなければならない。			
2 指定管理者は、前項の規定による申請について承認したときは、東大和市民会館利用時間延長承認書を交付するものとする。			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 71

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

処分の概要	禁止行為の承認		
例規名 根拠条項	東大和市民会館条例施行規則 第16条ただし書		
例規番号	令和4年教育委員会規則第10号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第16条の規定による。</p> <p>(禁止事項)</p> <p>第16条 利用者又は入館者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 物品等を販売し、又は陳列し、若しくは展示すること。</p> <p>(2) 広告物等を掲示し、又は配布すること。</p> <p>(3) 団体等への勧誘又は署名活動等を行うこと。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 72

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

処分の概要	市文化財の現状変更の許可		
例規名 根拠条項	東大和市文化財保護条例 第14条		
例規番号	昭和48年条例第12号		
<b>【基準】</b> 第14条の規定による。 (許可事項) 第14条 市文化財の現状を変更しようとするときは、市文化財の管理者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日